

8 高治林第 290 号
令和 8 年 6 月 30 日

各林業事務所長 様

治山林道課長

週休 2 日制工事実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、令和 8 年 6 月 26 日付け 8 高技管第 192 号で土木部長から、別紙のとおり通知がされています。

このため、林業振興・環境部の森林土木工事についても、下記のとおり一部改正し準用することとしますので通知します。

記

1 改正内容

- （1）対象工事の森林整備保全事業積算要領における森林土木工事について、各週休 2 日に対応する経費等の補正を廃止しました。

（改正理由）

土木部と同様の労務単価及び諸経費率を計上している。また、森林土木工事についても、完全週休 2 日制を含む週休 2 日が達成できることが確認されるため。

- （2）明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価に反映するよう改定しました。

2 施行日

この改正は、令和 8 年 7 月 1 日以後の積算単価を適用する工事から施行します。